

「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」の環境省提案「希望入札制度」について

平成 29 年 6 月 23 日
経 済 産 業 省

1. 背景

- 「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」第 2 回検討会において、環境省より、「希望入札制度」の導入が提案された（会議資料 4-2 P 6）。
- この「希望入札制度」に対しては、検討会でも懸念する意見があった。
- 織委員長の提案により、関係ステークホルダーからのヒアリングの実施及び本検討会の議論についての意見書を募集したところ、多くの関係者から懸念が表明された。

2. 関係者からの懸念

「希望入札制度」に関する関係者の主な懸念は以下のとおり。

【第 2 回検討会】

- ・ 必ずしも希望する量と買う量は一致しないから、様々な形で混乱が生じる。
- ・ どうやってマッチングさせるか、手間が掛かって 膨大な事務が発生する 恐れがある。
- ・ 今の 経済原則が崩れる のでないか、将来的なりサイクル産業の育成とか、新しい芽を摘むことにならないか 等、様々なデメリットの懸念を感じてしまう。
- ・ 実際に希望しても、処理施設や処理能力がなければ無理、入札を繰返すうちに行先は淘汰されると思う。
- ・ 社会的コストの最小化には繋がらない。
- ・ 細かく分けていくと、そもそも マーケットではなくなる 可能性がある。単なるマッチングになった結果、価格が高止まりする かもしれない。

【ヒアリング・意見書】

- 市場原理を阻害
 - ・ これまで事業者の努力で確立してきた 各リサイクル手法の公平性が損なわれる。
 - ・ 利用側が環境ブランドとして販売していた 製品が安定供給できなくなる リスクがある。
 - ・ 市町村が希望した手法を行える事業者の 立地のミスマッチが生じる のではないか。
 - ・ 希望するリサイクルに合わせてしまうことで ベール品質が下がる 可能性もある。
- 効果に疑問
 - ・ 独自処理自治体がこの 制度を導入したからといって指定法人ルートに参加すると考え難い。
 - ・ 環境省のアンケート調査では、独自処理を選択している理由は価格面や容り協の事務手続きの複雑さが主に挙げられており、最終製品を希望する自治体は 0.8%のみ であり、全体的な意見とは思えない。
- BtoB 優先により社会コストが増大
 - ・ BtoB を優先したとしても、高度なりサイクルであるため残渣が発生する。その残渣は どう処理するのか、シートや繊維にできない のではないか。

- イノベーション・新規市場開拓を阻害
 - ・ 使用用途に制約を設けると発展の妨げになり、また 新しい用途の参入可能性が排除されてしまう 恐れがある。
- 制度自体についての疑問
 - ・ 希望を決定するのはだれが行うのか。(市町村の担当者で決められるものなのか)
 - ・ 4種類の用途分類だけで対応できないのではないか。
 - ・ 再商品化した製品を市町村に情報提供すればいいのだけではないか。
 - ・ 全体の回収量及びリサイクル量の増加が重要 なのであって、指定法人ルートの量に拘る必要は無いのではないか。
 - ・ 用途に優劣を付けることは、LCA全体のコスト低減の観点から不適當では無いか。

3. 当省の考え

- ・ 第2回検討会の資料4-3(参考資料1及び2)において示しているとおおり、ペットボトルリサイクルについて、市町村のべール品質を高める取組やリサイクル事業者による設備のそれぞれの違いは、入札結果(価格)にも現われており、ペットボトルリサイクルに関するイノベーションが機能している。
- ・ 多くの関係者が懸念しているように、「希望入札制度」はペットボトルリサイクル市場に混乱をもたらし、これまで築きあげてきた市町村やリサイクル事業者の取組を破壊する恐れがある。これらの 懸念が払拭されるか否かについて、引き続き議論を尽くしていく必要がある。
- ・ 他方で、逆有償を前提とした指定法人の運用が、市町村からの円滑な引渡しの障害になっている可能性や、リサイクル事業者の経営の選択肢を奪い競争力を低下させている可能性がある。
- ・ このため、本検討会において、市町村が安心して容リ制度を選択することや、リサイクル産業が生産性を高め資源として安心してペットボトルを確保し、現行制度の魅力さをさらに高められるように指定法人が行う再商品化業務の効率化や魅力向上のための見直し(点検計画(資料4-3参考資料3):入札時期、消費税、3ヶ月ルール等)について検討を行っていただきたい。
- ・ 点検計画の実施を通じて、市町村による指定法人ルートの活用が進むことや、リサイクル事業者の育成を図ることが期待出来る。
- ・ 加えて、国内で用いられているペットボトル約60万トンを視野にリサイクルを推進することが重要である(資料4-3参考資料4)。このため、使用済みペットボトルの品質や数量等の情報(仕様)が、それを供給する者とリサイクル事業者の間で共有されることを通じて、使用済みペットボトルの原材料としての利用が効率的に進むことが可能になると考える(本資料別添参照)。
- ・ なお、近郊リサイクルを希望する等の理由でペットボトルの処理について独自に実施する市町村については、国内に存在する再商品化設備の能力を勘案する等、基本方針に沿っていれば独自処理を実施することができる。

ペットボトルのリサイクルの推進

- 国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくためには、国内で用いられているペットボトル約60万トンを見野にリサイクルを推進することが重要である。
 - このため、使用済みペットボトルの品質等の情報を市町村・事業系排出者とリサイクル事業者等が円滑に共有できる仕組み（呼び方のシステム）の検討を、事業者と連携して経済産業省で開始する。
- 容器包装リサイクル制度20年の歴史を通じて指定法人が関係者と共に創り上げたペットボトル20万トンのマーケットを、今後は関係者の知恵により60万トンマーケットに拡大することを目指す。
- 「呼び方のシステム」により、市町村・事業系排出者等が使用済みペットボトルの適正な引取先を確保し安心して分別収集が行え、リサイクル事業者や利用事業者が安心して投資ができる環境を整備する。
- 以上の取組みにより、リサイクル事業者の成長や、リサイクル製品のマーケット拡大を引き続き推進し、国内循環産業の育成による再生材の利用拡大を図る。

